

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正(案)及び 整備基準等マニュアルの改訂について

1 規則改正の概要

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び都の「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改正に伴い、国・都の整備基準に対して市の基準を同等以上とする、及び現行規定においてさらなる整備等を促進するため、規則の一部を改正いたしたい。

<町田市福祉のまちづくり総合推進条例>

町田市は、1974年8月に全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉住環境整備要綱」を施行し、「車いすで歩けるまちづくり」を行政の中心課題として取り組んできました。

そして1993年12月に、要綱の内容をさらに充実させる形で「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を公布し、現在も独自条例として、ハード面及びソフト面のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の普及啓発を行っています。

2 規則改正(案)の主な内容

(1) トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと(各階)に1以上(※)の設置を求め
ることとする。

(※) 床面積の合計が1,000㎡に達するごとに、1箇所以上設置

(2) 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

ア 現在、建築物に1以上の設置を求めている「障がい者用駐車区画」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上(※)の設置を
求めることとする。

(※) 駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数 \times 2%以上

駐車施設の数 \times 1%+2以上

イ **【市独自】** 現在、270～300cm程度の設置を求めている「思いやり駐車区画」について、当該基準を緩和し、250～300cm程度の設置を求めることとする。
⇒詳細は、4参照。

(3) その他修正及び文言整理

3 施行日

2026年1月1日(予定)

4 思いやり駐車区画の基準緩和について

<思いやり駐車区画>

(町田市福祉のまちづくり総合推進条例第42条)

市は、都市施設を設置する時は、思いやり駐車区画(障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が円滑に利用することができるよう配慮された駐車区画を言う。以下同じ。)を設置するよう努めなければならない。

【区画の整備例】



現在、270~300cm程度の設置を求めている「思いやり駐車区画」について、当該基準を緩和し、250~300cm程度の設置を求めることといたしたい。

(1) 基準の緩和によって発生するメリット

- ・ 都は、施設に近接している250cm幅の一般車両区画にカラーコーン等を設置することにより、車椅子を必要としない移動困難者（内部障がい者や視覚障がい者、妊産婦など）が、円滑に施設へ移動できるよう工夫を行っています。【参考2】
- ・ すでに駐車場を設置している既存施設においても、基準を緩和することによって、施設に近接している一般車両区画を「思いやり駐車区画」とみなすことが可能となるため、今までなかなか駐車場に車を停めにくいと感じていた移動困難者の施設利用を促すことができるようになります。

(2) 今後の啓発について

- ・ 市の公共施設管理者へ適正利用の呼びかけ協力依頼
- ・ 町田市バリアフリーマップ掲載施設への啓発
- ・ SNS等を活用した市民向けの啓発



5 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂

<町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル>

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方にに基づき、すべての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い基準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

【左図：建築物編、右図：道路編】



(1) マニュアル改訂の概要

1の規則改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂します。

(2) 改訂時期

規則改正に合わせ、1月中の改訂を予定しています。

(3) 公開方法

市ホームページでのPDF公開及び紙媒体については資料を差し込みます。